

様式第1号（甲）（第2条関係）

収 支 報 告 書

令和 8 年 5 月 18 日

堺市議会議長 長谷川 俊英 様

会派の名称 日本保守党

代表者氏名 水ノ上成彰

経理責任者氏名 水ノ上成彰

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和8年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	300,000	@300000円 × 1人 × 1ヶ月 = 300,000 円
2 その他 自己資金	61,315	
収 入 合 計	361,315	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請・陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	7,650	7,650	研究活動に必要な図書等の購入
広 報・広 聴 費	0	0	
人 件 費	283,888	222,573	職員アルバイトの雇用
事 務・事 務 所 費	69,777	69,777	事務所の賃貸事務消耗品等
支 出 合 計	361,315	300,000	

様式第14号（第7条関係）

令和8年度

事業実施報告書

日本保守党

会派の名称・議員氏名 水ノ上成彰

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
〔資料購入費〕 日本教育新聞社	R8. 4. 6	日本教育新聞購読料
毎日新聞	R8. 4. 27	毎日新聞購読料
〔人件費〕 事務職員の雇用	R8. 4. 1～30	市政事務での市政対策補助や陳情受付等のために、職員を雇用した。
〔事務所費〕 事務所の賃貸料 及び事務所関連経費 の支出	R8. 4. 1～30	堺市全般に関する調査研究を行うため事務所を借り上げ関連経費を支払った

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 日本保守党

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
令和8年 4月6日	1		2,750	-2,750	教育新聞購読料（㈱日本教育新聞社）	⑥	
10日		300,000		297,250	政務活動費		
23日	2		7,453	289,797	電話代金（4月請求分）	⑨	
24日	3		38,400	251,397	事務所賃借料及び管理費（5月分）	⑨	
27日	4		4,900	246,497	新聞代金（毎日新聞4月分）	⑥	
27日	5		12,144	234,353	印刷機リース（三菱ビジネスリース㈱）	⑨	
28日	6		11,780	222,573	印刷機リース・コピー使用料 （㈱阪南ビジネスマシン）	⑨	
30日	7		176,400	46,173	事務員パート代金（4月分）	⑧	
30日	8		107,488	-61,315	事務員交通費（6ヶ月分）	⑧	
月 計		300,000	361,315	-61,315			
累 計		300,000	361,315	-61,315			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称 日本保守党
議員氏名 水ノ上成彰

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 河内長野市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年 5月 1日 ～ 令和9年 4月 30日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日 7 時間 × 5 日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,500 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28 時間</u> <u>(週勤務時間数) 35 時間</u> 80 % ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	交通費支給		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		生
現 住 所	〒 河内長野市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和5年 5月 1日から 令和9年 4月 30日まで	
就業場所	堺市西区浜寺諏訪森町中3丁272-2	
仕事内容	市政事務所内事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後9時00分から 午前・午後5時00分まで (12時～13時)	
休 日	土、日、祝	
給与(賃金)	1ヶ月 約210,000円 (時給1,500円)	
給与支払	毎月 月末支払 (月末締め)	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和8年4月1日		
雇用者 水ノ上成彰		
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:00	17:00	07:00		
2	木	09:00	17:00	07:00		
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	07:00		
7	火	09:00	17:00	07:00		
8	水	09:00	17:00	07:00		
9	木	09:00	17:00	07:00		
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水	09:00	17:00	07:00		
16	木	09:00	17:00	07:00		
17	金	09:00	17:00	07:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火	09:00	17:00	07:00		
22	水	09:00	17:00	07:00		
23	木	09:00	17:00	07:00		
24	金	09:00	17:00	07:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	17:00	07:00		
29	水					昭和の日
30	木	09:00	17:00	07:00		
合 計				147:00	0:00	
出勤日数				21	日	

確認印
XXXXXXXXXX

事務所（使用）状況報告書

会派の名称 日本保守党

議員氏名 水ノ上成彰

管理責任者 (議員名)	水ノ上成彰		
事務所名	水ノ上成彰市政事務所		
所在地	〒592-8348 堺市西区浜寺諏訪森町中3丁272-2 1階 TEL 072 (263) 0333		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 丸仲住宅)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	49.55 m ²	賃借料	月額 48,000 円 (政務活動費充当額 38,400 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 140 時間のうち 112 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☐ 電気代・・・ % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80 % ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用貸借契約書

(事 務 所)

所在地：堺市西区浜寺諏訪森町中三丁 2 7 2 - 2

1 階：水ノ上成彰 市政事務所

令和 5 年 4 月 23 日

貸貸人

貸借人 水ノ上 成彰

3-(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 水ノ上 成彰 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	水ノ上成彰 市政事務所			1階	号室
	所 在 地	(住居表示) 堺市西区浜寺諏訪森町中三丁272番地2 (登記簿) 同上				
	構 造	木造 スレート葺 (2)階建				
	種 類	居宅・事務所・車庫	新築年月	平成2年	4月	
	面 積	1階部分 49.55㎡				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

市政事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年	5月	1日	から	令和7年	4月	31日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期			年 月 日			

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額45,000円	管理費	月額3,000円	家 財 保険料	円
保証金	[] 円	解約 控除金	なし円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円
その他の条件					
貸与する錠	鍵 No.	TD5 1本	複製 1本	[]	
	本 数	計2本		1本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日まで			
賃料等 の支払 方法	☑振 込	池田泉州銀行・諏訪森支店			
		普通預金 口座番号: [] 口座名義人: 株式会社丸仲住宅 方) マルナカジュウタク 振込手数料負担者: 借主			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) 水ノ上 成彰
	(自 宅) TEL [REDACTED]
	(勤務先) TEL 072-228-7811 (会社名・部署名) 堺市役所
	(携 帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 [REDACTED]
	住所 大阪府堺市 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 株式会社丸仲住宅		
所 在 地	堺市西区浜寺元町二丁目163-1 TEL 072-263-6634		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

甲又は乙から何ら申し出の無い場合は同一条件で自動更新するものとする。

頭書(9) 特約事項

- ・明け渡しの際、専門業者によるハウスクリーニング、及び消毒は借主の負担にて行うものとする。
- ・本契約解約時において、保証金の解約控除金は無いものとし、貸主は借主に保証金全額を速やかに返還することとする。但し借主に故意による物件損傷、残留物等があれば借主は自費で処理しなければならないが、その間、借主は貸主に保証金の返還請求はできないものとする。
- ・乙は、本物件を1階を水ノ上成彰 市政事務所、2階を税理士法人水ノ上会計として賃借するが、どちらか一方だけを解約することはできないものとする。
- ・甲は、乙が物件の改造工事を行うことを了承する。
(現駐車場を部屋に改造、シャワー室撤去し流し台を取付等)
- ・本契約は2年以上締結する。乙が万一2年未満で解約する場合は、違約として原状復帰工事（乙が行った改造工事を元に戻す）をしなければならないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022 年 4 月 23 日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
乙・借主	氏名	水/上 成彰	TEL	[REDACTED]
	住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市西区浜寺元町二丁目163-1 072-263-6634
	商号又は名称	株式会社丸仲住宅
	代表者の氏名	久保 尋己
	免許証番号	大阪府知事 (10) 第27590号
宅 地 建 物 取 引 士	免許年月日	令和4年 9月 5日
	氏 名	久保 尋己
	登録番号	(大阪) 第106688号
	業務に従事する 事務所名	株式会社丸仲住宅
	事務所所在地	堺市西区浜寺元町二丁目163-1 TEL 072-263-6634

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

印刷機使用貸借等契約書

水ノ上なるあき事務所（以下「甲」という。）と株式会社 阪南ビジネスマシン（以下「乙」という。）は下記の条項によりリソグラフ印刷機（以下「印刷機」という。）の使用貸借及び消耗品供給に関して契約を締結する。

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に対し、乙所有の印刷機を月額 4,000 円（消費税及び地方消費税別途）で貸出すとともに、その使用に伴う指定する消耗品（別紙1記載）の供給を行ない、甲はそれらを乙から購入することを目的とする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 この契約の対象物件及び設置場所は、別紙1記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和2年1月6日から令和7年1月5日までとする。
但し、期間満了の1ヶ月以上前までに、甲乙いずれからも相手方に対する書面による別段の意思表示がない場合には、更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、

（代金の請求）

第5条 乙は供給した消耗品の数に別紙1記載のそれぞれの価格（消費税及び地方消費税別途）を乗じた代金を甲に請求するものとする。なお請求は、甲の検品を受けた後に行うものとする。

（代金の支払）

第6条 消耗品料金、その他料金について、甲は乙の請求に基づき、請求のあった翌月の末日に乙の指定する金融機関の口座に振込みの方法で支払うものとする。

（印刷機の保守）

第7条 乙は甲が印刷機を正常に使用できるように保守サービスを行うものとする。ただし、下記に掲げる修理に要する費用については甲に請求することができるものとする。

- （1）乙又は乙が指定した者以外による改造、修理及び分解を行なったために必要になった修理。
- （2）甲の故意又は取扱い上の重大な過失により必要になった修理。
- （3）乙の指定した消耗品以外の消耗品を使用したために必要となった修理。

（権利義務譲渡の禁止）

第8条 乙はこの契約により生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またこの契約の履行を第三者に委任することはできない。

(印刷機の所有権)

第9条 印刷機の所有権は乙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務をもって下記事項のとおり使用管理するものとする。

- (1) 甲は、印刷機が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど印刷機の現状変更するような行為をしてはならない。
- (2) 乙はいつでも機械を点検できるものとする。

(設置場所の変更)

第10条 甲は第2条に定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得なければならない。このとき、印刷機の移動は乙が実施するものとする。

(印刷機の返還)

第11条 この契約が終了したときは、甲は乙に対し直ちに印刷機を返還しなければならない。

(機密保持)

第12条 甲と乙は、契約に基づき知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約解除)

- 第13条 甲又は乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書を以て通告し、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙の事情によりこの契約の変更及び解除を希望するときは、甲と乙は事前に協議するものとする。但し甲の一方的な事情による契約期間中の契約解除により、乙に損害を与えたときは乙は甲に対して賠償を請求することができる。このときの賠償金は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

(1) 次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- ⑥その他前記①ないし⑤に準ずるもの

(2) 前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(疑義の決定)

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(遡及条項)

第16条 この契約の効力は、令和2年1月6日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月6日

(甲) 水ノ上成彰市政工務所

〒595-0001 大阪府堺市東区
深井北町3275番地
代表取締役 上野 晋作

(乙) 大阪府堺市中区深井北町3275番地

株式会社阪南ビジネスマシン
代表取締役 上野 晋作

対象物件および印刷機設置先

契 約 日	令和 2年 1月 6日
対 象 物 件	リソグラフ印刷機 RZ630型 機番
設 置 先 名	水ノ上なるあき事務所
設 置 先 住 所	堺市西区浜寺諏訪森町中3丁272-2
T E L	072-263-0333
F A X	072-263-0334

消耗品価格一覧

商 品 名	内 容	価 格
FIIタイプマスターBS	1本（250版相当）	¥8,000 円
FII インク	1本（1000CC）	¥4,500 円

注文請書

契約種類	
A	トータルサービス契約

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類:トータルサービス契約

契約条項参照先:<https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyaku>

契約条件書番号

契約期間:設置先等に記載のとおり

料金計算の締切日:末日締

支払日:翌々月10日支払

請求サイクル:3ヵ月

開始メーターカウント:設置先等に記載のとおり

ミスコピー排除方法:契約条項参照先に格納するミスコピー排除方式一覧に記載します。

設置調整完了日(新規購入の場合):設置先等に記載のとおり

料金表番号	A-1
-------	-----

トータルサービス料金(1台につき)

契約対象商品:ApeosPort-VI C2271 RC PFS

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)	1カウントにつき	2.5	
黒モード	1カウントにつき	15	
フルカラーモード			3,000 3ヵ月額
最低コピー/プリント料金			

商品毎のコピー/プリント枚数の算出メーター(コピー/プリント料金は商品の各モードにおけるプリント数の合計にもとづいて計算します)

契約対象商品	メーター1	メーター2	メーター3	メーター4	メーター5	メーター6
ApeosPort-VI C2271 RC PFS	黒モード		フルカラーモード			

設置先等
明細番号

契約対象商品名

機械番号

所在地

1	ApeosPort-VI C2271 RC PFS	204391	住所:堺市西区浜寺諏訪森町中3丁272-2 事業所名:水ノ上成彰事務所 部課名:
(EP適用: ☒ する・ ☐ しない) (適用する料金:料金表番号A-1)			
メーター1:	3	メーター2:	メーター3: 5
メーター4:		メーター5:	メーター6:
契約期間:2023年6月8日から2023年6月7日まで 設置調整完了日:2023年6月8日			

- 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
1. トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することを行います。
2. 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
3. 注文書記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条項で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、注文書記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- (1)乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - (2)乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - (3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
4. 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
5. 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および注文書記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2)甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検計する方法
6. コピー/プリント数の算出は、注文書に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
7. トータルサービス料金は、注文書記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
8. この技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きします(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。
9. 不良コピー/プリントが発生した場合は、注文書記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
10. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウンタアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
11. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
12. 注文書記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
13. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
- (1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数四捨五入)に応じて計算します。
 - (3)注文書にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
14. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
15. トータルサービス料金および本契約にもとづくその他のすべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込等)で支払います。
16. 前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
17. 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
18. 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
19. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
20. この技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
21. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。
22. このいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
- (1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2)誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱上の不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3)商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5)火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7)甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8)高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
23. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
24. 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数種の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびデベロッパについては、面質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
25. 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
26. 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
27. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
28. 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。
29. 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
30. 乙が1ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます)。
31. または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
32. 乙が乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2)盗押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
33. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
34. 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
35. 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
36. 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
37. 甲と乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
38. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
39. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
40. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
41. 甲および乙は、相手方が前二項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
42. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引禁止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
43. 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
44. 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

契約条項 P5050(10)_221101

甲と乙は、乙が甲に提供する EP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本契約条項に定める条件で EP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」とは、甲のインターネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置の総称とします。
- 「富士フイルムビジネスインフォメーション等」とは、富士フイルムビジネスインフォメーション株式会社およびその関連会社ならびにそれらの業務委託先をいいます。

第3条 (サービス内容)

- 「EP」によって乙が甲に提供するサービス内容は、本契約条項に定めるほか、富士フイルムビジネスインフォメーション株式会社がホームページで定める「EP」の利用に係る規約 (以下「EP 利用規約」という) のとおりとします。
URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/service/ep-bb/agreement.html> (URL は変更される場合があります)
- 「富士フイルムビジネスインフォメーション等」はいつでも「EP 利用規約」を変更することができるものとします。「富士フイルムビジネスインフォメーション等」が「EP 利用規約」を変更する場合、変更につき、富士フイルムビジネスインフォメーション株式会社の公式ホームページへの掲示により甲に通知することとします。甲は「富士フイルムビジネスインフォメーション等」が変更後の「EP 利用規約」を最初に掲示した日から変更後の「EP 利用規約」に拘束されます。変更後の「EP 利用規約」を確認する責任は甲にあります。
- 本契約条項の内容と「EP 利用規約」の内容が抵触する場合は、「EP 利用規約」が優先して適用されるものとします。

第4条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、「EP 利用規約」に記載の利用目的に従って、「EP 利用規約」に記載の取得情報のうち必要な範囲で情報を利用します。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を「EP 利用規約」に記載の利用目的以外の目的で利用、開示しません。

第5条 (「EP 通信装置」の貸与)

- 乙は、「EP-BB」機能を利用できない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第6条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
(1) インターネットへのアクセス可能な回線の確保
(2) 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

以上

契約条項 P-7735_221121 (ミスコピー検除方法について)

トータルサービスにもとづく不良コピー/プリントの枚数検除算出方法は、以下 URL に掲載する契約条項「P-7735」に記載のとおりとします。

契約条項参照先 URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyakaku>

以上

契約条項 P-7912_221121 複合機設定支援サービス

本契約条項は、甲が「複合機設定支援サービス (ベーシック)」または「複合機設定支援サービス (アドバンス)」 (以下併せて、本サービスという) を付加した場合に適用されます。

- 本サービスのサービス仕様およびサービス提供条件等の詳細は、以下契約条項参照先の「サービス仕様等」に格納されているとおりとします。
契約条項参照先 URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/kiyakaku>
- 本サービスの対象となるクライアント PC は、本サービスの対象となる複合機 (以下、対象複合機という) と同一場所にあり、甲が管理する乙所定の管理台帳に記載のあるものを対象とします。
- 甲が本サービスを乙に依頼するとき、乙の要請に応じて乙所定の作業依頼書を乙に提示するものとします。
- 乙の技術者が本サービスを実施する時間帯は、対象複合機の契約条件にかかわらず、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 対象複合機に接続するクライアント PC に対して、乙の技術者が実施する作業は、1 訪問につき 5 台までとします。
- 甲は、対象複合機の新規設置時および設置場所変更時に伴い必要となる環境設定作業は、本サービスの提供対象外となることについて承諾するものとします。
- 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から 100km 以上離れている場所で本サービスを実施する場合、乙は、乙所定の遠距離料金等を甲に請求できるものとします。
- 甲は、本サービスの実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。この場合、甲は、甲が予め定めた手順書等に従い自ら当該作業を行なうものとします。乙は、甲の要請に基づき、これに対し可能な範囲で助言するものとします。
- 契約開始または終了時において、注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合、本サービスの料金は使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに本サービスの対象となる機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
- 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
- 本サービスの実施において、乙所定の作業実施条件に準じていなかった場合の不具合、および完了後において甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
- 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は本サービス料金の 12 ヶ月分を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
- 甲および乙は、本サービスの提供に際して知り得た相手方の情報のうち当該相手方が秘密である旨を特定したものを、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
(1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
(2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
(3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
- 乙は、本サービスの全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。

以上

追加条項(特約事項)

1. 本契約に基づき、乙が実施する保守サービス及び消耗品の供給ならびにこれらに付帯する業務は、乙から当該業務の委託を受けた次の者(以下丙という)が実施するものとします。

(会社名) 株式会社 阪南ビジネスマシン

2. 前1項に基づき甲に供給された消耗品等の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 本契約により発生するトータルサービス料金は、丙が本契約所定の条件に従い乙に代行して甲に請求します。
4. 甲は前項による請求金額を丙に支払います。この丙に対する支払いをもって甲の乙に対する料金支払債務の弁済は完了したものとします。
5. 上記3及び4項の合意は、乙が直接甲に受領する権限を妨げるものではありません。
6. 乙は乙丙間にて事務代行の終了を合意したときは、その旨を甲に対して書面にて通知します。書面による通知によらなければ、乙は丙による事務代行の終了を甲に対抗できません。
7. 本追加条項により丙が実施する事項については、本契約の各条項にもとづき乙が責を負うものとします。

以上

592-8348

大阪府堺市西区
浜寺諏訪森町中3丁272-2

水ノ上 成彰

様



105-0003

431111 06281 0001201#

0001/0003 0002484

作成日 : 2023/06/27

ページ : 1/ 2

問合せ先
担当支店 関西営業部 営業一部
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

三菱HCビジネスリース株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号		リース期間	48 ヶ月
リース	リース	リース期間開始日	2023/06/21
リース期間終了日	2027/06/20	リース料	13,800円
株式会社 阪南ビジネスマシン	リース料	リース料	662,400円
フルカラーデジタル複合	消費税等	消費税等	66,240円
※リース物件のご詳細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払額	お支払額	728,640円
	お支払日	お支払方法	口座振替
	27 日		

【お支払引当口座】

金融機関名	三井住友銀行堺支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	ミズノウエ ナルアキ				

【お支払内容】

回数	お支払年月	お支払額	リース料	消費税等	お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	リース料	消費税等	お支払後残高
1	2023/08	15,180	13,800	1,380	713,460	31	2026/01	15,180	13,800	1,380	258,060
2	2023/08	15,180	13,800	1,380	698,280	32	2026/02	15,180	13,800	1,380	242,880
3	2023/09	15,180	13,800	1,380	683,100	33	2026/03	15,180	13,800	1,380	227,700
4	2023/10	15,180	13,800	1,380	667,920	34	2026/04	15,180	13,800	1,380	212,520
5	2023/11	15,180	13,800	1,380	652,740	35	2026/05	15,180	13,800	1,380	197,340
6	2023/12	15,180	13,800	1,380	637,560	36	2026/06	15,180	13,800	1,380	182,160
7	2024/01	15,180	13,800	1,380	622,380	37	2026/07	15,180	13,800	1,380	166,980
8	2024/02	15,180	13,800	1,380	607,200	38	2026/08	15,180	13,800	1,380	151,800
9	2024/03	15,180	13,800	1,380	592,020	39	2026/09	15,180	13,800	1,380	136,620
10	2024/04	15,180	13,800	1,380	576,840	40	2026/10	15,180	13,800	1,380	121,440
11	2024/05	15,180	13,800	1,380	561,660	41	2026/11	15,180	13,800	1,380	106,260
12	2024/06	15,180	13,800	1,380	546,480	42	2026/12	15,180	13,800	1,380	91,080
13	2024/07	15,180	13,800	1,380	531,300	43	2027/01	15,180	13,800	1,380	75,900
14	2024/08	15,180	13,800	1,380	516,120	44	2027/02	15,180	13,800	1,380	60,720
15	2024/09	15,180	13,800	1,380	500,940	45	2027/03	15,180	13,800	1,380	45,540
16	2024/10	15,180	13,800	1,380	485,760	46	2027/04	15,180	13,800	1,380	30,360
17	2024/11	15,180	13,800	1,380	470,580	47	2027/05	15,180	13,800	1,380	15,180
18	2024/12	15,180	13,800	1,380	455,400	48	2027/06	15,180	13,800	1,380	0
19	2025/01	15,180	13,800	1,380	440,220						
20	2025/02	15,180	13,800	1,380	425,040						
21	2025/03	15,180	13,800	1,380	409,860						
22	2025/04	15,180	13,800	1,380	394,680						
23	2025/05	15,180	13,800	1,380	379,500						
24	2025/06	15,180	13,800	1,380	364,320						
25	2025/07	15,180	13,800	1,380	349,140						
26	2025/08	15,180	13,800	1,380	333,960						
27	2025/09	15,180	13,800	1,380	318,780						
28	2025/10	15,180	13,800	1,380	303,600						
29	2025/11	15,180	13,800	1,380	288,420						
30	2025/12	15,180	13,800	1,380	273,240						

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。